

北九州地区労連ニュース

2021年7月号 No. 177

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめずに電話して下さい
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
093-921-0747
 k_roren@ybb.ne.jp

平和を考え行動する夏

今年も梅雨の末期に豪雨災害が発生しました。活発な梅雨前線にともなう大雨により、7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で土石流災害が発生し、懸命の捜索・救出作業が行われています。さらに、日本海側をはじめ各地で土砂崩れや河川の氾濫などの被害が広がっています。

犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

核兵器禁止条約の採択から4年となる7日、原水爆禁止日本協議会は、日本政府に核兵器禁止条約の速やかな署名・批准を求める58万7403人の署名を外務省に提出しました。禁止条約第1回締約国会議への参加も求めました。

発効した核兵器禁止条約の署名国は86か国にもなりました。ニューヨーク・タイムズは北大西洋条約機構（NATO）加盟国内でも支持が広が

っていると報じています。この中で核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のティム・ライト氏はNATOの加盟国が「条約加盟に踏み出すのは時間の問題だ」と述べています。しかしその一方、唯一の戦争被爆国なのに署名拒否の菅政権…

このような情勢のもと北九州地区労連としては、やはり7月8日は平和を考え行動する夏にしたいと考えます。

7月3日（土）「憲法共同セーター小倉駅街宣行動」10日「平和のための戦争展in子ども館」16日（金）19日（月）平和行進。と行動は続きます。

その一方でいよいよ東京オリンピック・パラリンピックを政府は強行しようとしています。東京都は18日、新たに1008人の新型コロナウィルス感染を確認したと発表しました。東京都を対象に緊急事態宣言も延長継続中です。これで4回目、補償なき自粛要請では、もう人流は抑

えられません。東京オリンピック・パラリンピックに小中学生を動員する「学校連携観戦プログラム」について、東京都内で新たに21自治体が中止すると発表しましたことが7日までに分かりました。中止は合計で39自治体になり、62ある都内の区市町村の過半数に達しました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で同プログラムの実施に、保護者などから「子どもたちを危険にさらしてまで行うべきではない」と中止を求める声が相次いでいます。

7月4日投票票で行われた東京都議会議員選挙。都議選で示された民意は「中止・延期」です。暑い夏が始まりました。平和を考え行動する夏に…

雨あがり

この「雨あがり」というタイトルが好きです。いつかはこの激しい雨も止み、晴れ渡る空が訪れるだろうと、希望をもらえ言葉だからです。北九州地区労連の幹事会に参加するようになり、世の中ではたくさん労働問題が起こっていることを知りました。胸を痛める問題ばかりで、働く人のことを考えていない経営者が多いのだなと、怒りや悲しみで言葉も出ないときもあるほどです。当事者の方はきつと、先も見えない豪雨の中に一人いるような気持ちなんだと思います。北九州地区労連の皆さんが手を取り、その豪雨から救っている報告を聞くと、心にさわやかな風が吹くのです。本当に雨があがった、晴れ渡る気持ちになるのです。北九州地区労連の皆さんのご尽力と、当事者の方のくじけない心にいつも勇気をもらっています。微力ではありますが、加盟団体としてできることを探し、そしてまずは自分の職場の労働環境や労働条件を見つめ直し、晴れた心で仲間たちと働き続けられるように努力してまいります。(中)



7月4日投票票で行われた東京都議会議員選挙。都議選で示された民意は「中止・延期」です。暑い夏が始まりました。平和を考え行動する夏に…

7月4日投票票で行われた東京都議会議員選挙。都議選で示された民意は「中止・延期」です。暑い夏が始まりました。平和を考え行動する夏に…

九州労働弁護団

夏季学習会

7月9日(金) 11時からオンラインと福岡県弁護士会館のハイブリッドで標記の学習会が開催されました。

まず、梶原恒夫九州労働弁護団会長の開会挨拶で始まりました。

基調講演は「国労の戦いと私の弁護活動から、現在これをどう活かすことができるか」

九州労働弁護団顧問 石井 将 弁護士でした。戦後マッカーサーによる組合の争議禁止から1969年の全通判決でようやく官公労働者も限定的合憲解釈など戦後の民主化の歩みが語られました。

そしていよいよ国鉄の分割民営化へ、1981年中曽根内閣の臨調行革路線で国労の現場協議主義を問題視し、その排除に取り掛かった当局。

先の三池闘争を参考にしているのでは話も。1985年最終答申で労働者を30万人から20万人にする分割民営

化。組合に分裂を持ち込み、「国労においては新会社へ行けない。」と揺さぶり脱退者が増える。

1986年11月国鉄改革法ができた。新会社JRは国鉄とは全く関係ない。これに

対し、国労は、全国一斉地労委申請を行った。ところが九州では43%、半分以下の採用状況だった。これに対し弁護団は、不当労働行為救済命令を出させる。

ところがJRは地裁に提訴、改革法23条が立ちただかる。最高裁まで行ったが、敗訴。しかし、裁判官5人中2人は判決に反対。国労は、損害賠償請求事案として提訴。不当労働行為は認められ、

一審・二審では一人当たり500万円、最高裁では一人2000万円と和解成立。判決まで23年。

連合は立ち上がったのか。東海カールボン労組、三菱長崎造船所など少数でも要求実現など興味深い事例紹介も。

労働者の尊厳を守ることは、

労働審判は付随の産物だなどの紹介もあり大変興味深いものでした。

昼からは、5件の報告がありました。NPO法人労働セクター福岡の服部弁護士から「最低賃金全国一律化を求め

る意見書」の話があり、北九州共闘の竹内さんも付け加えて説明されていました。

2021年 平和のための戦争展

7月10日(土) 13時から八幡西区コミュニティ7階こどもホールで標記の会が開かれました。

三輪実行委員長の開会あいさつの後、北九州うたごえの方々が平和のうたごえでオープニングを飾りました。

語り部では、まず戦争体験語り70数年の平島節郎さんが「伝えることは使命」と題し話されました。平島さんは、地域で機会あるごとに「戦争はいつの間にか抜けられないところまで追い詰められていく」と語り、憲法改悪・軍事費増大など、今の状況に警鐘を鳴らす為、ご自身の戦争体験を語っておられるそうです。

次に「修道女に助けられ生き抜く 八幡大空襲で孤児に」と題して江藤和子さんが話されました。1945年8月8日の八幡大空襲で孤児になりました。幼少期を養護施設で生活し、成人してからは

設で生活し、成人してからは保母として幼児教育に情熱を注ぎ、現在は新日本婦人の会や戦争展の運動に取り組んでいます。

その後青年の主張があり活発な意見が出されました。並行してパネル等の展示は例年より規模を縮小し、奥の部屋で行われました。



21春闘経験交流集会

福岡県民春闘共闘連絡会議

主催の標記の集会在6月26日(土)13時30分から第3博多借成ビルで行われました。感染拡大防止の関係で人数を絞っての開催となりました。

議長による主催者挨拶の後、「福岡における労働裁判の事例と雇用によらない働き方への対応と闘い」と題して六本松総合法律事務所の井下顕弁護士を講師に迎え学習がありました。

第1として、はじめに「コロナ禍の労働事件からでは、コロナ禍における労働者がおかれた過酷な状況が語られました。特に中華航空事件では、

無給休職か自主退職を迫る会社との争いの話は身につまされるものでした。

第2は「雇用によらない働き方」を押し出した安倍「働き方」改革、第3は「雇用によらない働き方」とは、第4は労働者性をめぐるこれまで

の議論、第5は世界の労働者はたたかい、権利を勝ち取っている、第6は労働組合はど

うたたかうべきかとありました。

休憩をはさみ次に6単組・

地区労連から経験交流がありました。国労・北九州地区労連・県医労連・福岡市職労・

福岡地区労連・Fコープ労組から春闘でどのような闘いを行ったか発言がありました。

福山事務局長のまとめ、築城副代表の閉会あいさつ、議長長の団結頑張ろう!と続きました。



自助じゃ限界

公助で手厚く

6月27日(日)13時からコロナ禍で困っている人などに向け、法律、労働、健康、生活の相談や食糧支援をする「街角なんでも相談会」(同実行委員会)が、福岡市博多区JR吉塚駅東口前吉塚緑地公園で行われました。

福岡地区労連、働く者のいのちと健康を守る福岡地区連絡会が呼びかけたものです。

市内の労働組合、弁護士、福岡医療団、日本共産党福岡市議団が相談に応じ、新日本婦人の会、年金者組合などが食糧支援をしました。

県労連の呼びかけに応じ、事務局長が参加しました。



第58回北九州母親大会

「#私たちは発信します」スタンディングとリレートーク

7月11日(日)11時から小倉駅南口広場で、標記の取り組みがありました。

市内各区の新婦人・母親大会実行委員会と全教北九州、北九州地区労連、健和会労組が母親大会で取り組んでいる課題、コロナ問題、オリンピック開催問題、ジェンダー格差や医療・労働問題の現状を語りました。

参加者は手に手にプラカード、横断幕、タペストリーなど街行く人に訴えようと工夫したものを掲げ参加していました。

雨が上がり暑い夏空のもと約70人の参加者で訴えました。



労働法コラム 第78回

解雇撤回と将来賃金



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

1 最近、解雇や雇止めが違法無効であるとして仮処分や労働審判を申し立てた際、これに対して、使用者が解雇等を主張するのが厳しいと判断した場合、安易に解雇を撤回するケースがあります。

そもそも解雇の意思表示を撤回することができるか、という問題はありますが、その点はこの場合は割愛します。

2 元々解雇の無効を主張していたわけですから、解雇が撤回され、復職できてよかった、というケースもあります。

しかし、事態はそう単純ではありません。

例えば、労働者の中には、内心としては、違法無効な解雇をするような職場では今後働くことができない(復職しても嫌がらせを受けそうだから働きにくい)と考えつつ、解雇の無効(地位確認)と将来賃金を請求しながら、別の仕事を探すという方もいらっしゃる。

そのような場合、解雇が撤回され、就労しない限り将来賃金を請求できないとなれば、経済的な面で労働者が大きな不利益を被ることとなります。

また、使用者の就労命令に対して労働者が就労を拒否した場合、賃金を請求で

きないだけでなく、使用者が無断欠勤であるとしてこれを理由に改めて懲戒処分にするケースもあります。

その他、解雇は撤回するものの、従来やっていた業務とは全く異なる業務を命じたり、労働条件を切り下げた上での就労を命じる、というケースもありますので、解雇の撤回と就労命令については様々な点で問題となります。

3 考え方としては、違法無効な解雇という使用者の一方的な意思表示により、労働契約関係の基礎となる信頼関係を破壊したわけですから、その信頼関係破壊への配慮がないまま、ただ解雇を撤回しただけでは信頼関係は回復されておらず、労働者が労務を提供できる環境が整っていないと考えるべきです。

ですから、労働者が安心して働くことができる環境

を作ることが違法無効な解雇をした使用者に求められるところだと思います。

例えば、①違法無効な解雇をしたことを謝罪し、そのことを他の従業員に対して周知する、②復職後の労働条件は解雇前の労働条件と同じであることを確認する、③解雇以降それまでに生じた未払賃金を支払う、等について使用者と協議を重ねる中でそれなりの時間がかかると思われます。このように、解雇撤回後の将来賃金を請求するために、労働者が就労を拒否しているわけではなく、復職の意思があるという姿勢を示す必要があります。

4 解雇が撤回されたからといって、それ以降、実際に働かなければ賃金が請求できないわけではありませんので、解雇闘争の際はこの点を念頭において行動する必要があります。

雨あがり

5月中旬から続いた梅雨がようやく明けました。毎年のように梅雨明け前には日本どこかで豪雨災害が起こっており、温暖化の影響かなと考えてしまいます。さて、緊急事宣言が発令され、飲食店の営業自粛がなされる東京でオリンピックがまもなく開催されます。ワクチン接種を終えた海外のオリンピック関係者たちはマスクをつけずに来日しますが、私たちはこの暑い日差しの中だけでもマスクをつけて生活をしないといけません。高温、多湿な状況での活動の際には水分補給、休憩をこまめにとり、熱中症に気を付けてください。(大)

